

## 河川入門講座（10）

## 河川の土地の使用（その2）

公益社団法人全国防災協会 理事 松田 芳夫



新しい河川法が出来た昭和39年（1964）は、日本で初めてオリンピック大会が東京で開催された年です。

オリンピックで日本選手の活躍が目ざましかったことが契機となり、国を挙げてスポーツブームに湧き、国民の健康と体力の増進が政治や行政の課題になりました。

オリンピック大会閉会後の12月に“国民の健康・体力の増強対策”が閣議決定され、翌年3月、関係省庁の協議でその対策の一つとして、国民が気楽に体力づくりに励める“国民広場”ともいべき場を、大都市周辺の河川敷に設置する方向が打出されました。

国会でも、昭和40年3月の衆議院体育振興特別委員会において、

- (1) 河川敷地の占用許可は、公園、広場、運動場等を優先させ、広く国民一般の利用と自然の美観を確保すること。
- (2) 都市河川については、新規許可は国民一般の利用に供されるものに限り、現に占用中のものも逐次一般の利用に転換させること。

と決議され、同年5月には衆議院の決算委員会において、河川管理の適正化の議論がなされた際に、既存の占用敷地の公共目的への転用計画をつくるとともに、河川敷の公共利用促進のための整備を行えとの決議がなされました。

よって、当時の建設省は、新河川法に基づく河川管理の法令や規則の整備とあいまって、河川審議会の議を経て、“河川敷地占用許可準則”（以下、「準則」と略記）を定め、昭和40年12月に事務次官通達として、国及び都道府県の河川管理者あてに通知されました。

従来、河川管理行政においては、（旧）河川法の時代でも（新）河川法においても、河川法やその政令、省令で河川敷占用の基準について特段の定めが無かったので、これ以降、準則を含むこの事務次官通達が、河川敷占用のバイブル的な地位を占めることになりました。

この昭和40年の通達においては、「準則」のいわば前座として当時の建設省の考え方が示されています。

準則とあわせ考えると、“公園、緑地、広場、運動場と採草放牧地以外は新たな占用許可はせず、既存の占用地も準則に適合しないものについては、逐次解消する”という厳格な基準です。

しかし、時代の流れと価値感の変化により、占用許可の考え方も変化してきました。

とくに、平成9年の河川法改正で、河川管理の目的に従来からの治水、利水に環境が新しく加わり、平成10年代に入ってからは地方分権の強化が図られる動きがあり、一方で従来の占用許可の運用が厳格に過ぎるという批判もありました。

このような状況を踏まえ、準則及び事務次官通達が全面的に改正され、平成11年8月に通達されたものが、その後の部分的な改正を含め、今日も河川敷地の占用に関する基本的な基準として運用されています。

この全面改訂の主要な点は、

- ・メニューを限定しない多様な利用の促進
- ・地域の街づくりに寄与する利用
- ・地元市町村の主体性の尊重

で、条件さえ整えば民間企業者の占用も可能になりました。